

業務委託基本契約書

1. 件 名 富士市終末処理場管理運転等業務委託
2. 履行場所 富士市富士岡南260番地の1 富士市宮島1260番地
3. 委託期間 令和 8年 1月 1日～令和 17年 12月 31日
(地方自治法第214条に基づく債務負担行為)
4. 業務委託料 ￥●●●●●●●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)

内訳

- 令和 7年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 8年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 9年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 10年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 11年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 12年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 13年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 14年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 15年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 16年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)
- 令和 17年度 ￥●●●●●●●●●●
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥●●●●●●●●●●)

なお、上記業務委託料は予定額であり、各年度の内訳額（支払額）は本契約の第31条の2に従って業務契約書の締結により確定される。

5. 契約保証金 履行保証保険（〒●●●●●●●●）

上記の業務委託について、委託者 富士市長 小長井 義正 と受託者 ●●●●●●●●とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 ●年 ●月 ●日

委託者	富士市本市場441番地の1
	富士市長 小長井 義正
受託者	

目次

第 1 条	総則
第 2 条	業務の内容等
第 3 条	業務の期間等
第 4 条	指示等及び協議の書面主義
第 5 条	業務履行計画書の提出
第 6 条	契約の保証
第 7 条	施設機能の確認
第 8 条	関係法令等の遵守
第 9 条	善管注意義務
第 10 条	権利義務の譲渡等
第 11 条	著作権の譲渡等
第 11 条の 2	プログラム設計書等の所有権
第 11 条の 3	プログラムの知的財産権等
第 12 条	一括再委託等の禁止
第 12 条の 2	暴力団関係業者への再委託等の禁止等
第 12 条の 3	反社会的勢力の排除
第 13 条	特許権等の使用
第 14 条	監督員
第 15 条	総括責任者
第 16 条	総括責任者等に対する措置請求
第 17 条	副総括責任者
第 18 条	統括技術管理責任者
第 19 条	業務主任者等
第 20 条	電気主任技術者
第 21 条	業務履行報告
第 22 条	貸与品等
第 23 条	発注図書と業務内容が一致しない場合の修補義務
第 24 条	契約図書等の変更等
第 25 条	業務の中止
第 26 条	受託者の請求による委託期間の延長
第 27 条	委託者の請求による委託期間の変更等
第 28 条	委託期間の変更方法

第 2 9 条	業務完了時の検査及び引渡し
第 3 0 条	業務検査及び引渡し
第 3 1 条	受託者の改善提案
第 3 1 条の 2	業務要求水準書の変更等
第 3 1 条の 3	業務要求水準書の変更に伴う措置
第 3 2 条	東部浄化センターの電力費に係る精算
第 3 3 条	受託者によるセルフモニタリング
第 3 3 条の 2	委託者及び第三者によるモニタリング
第 3 3 条の 3	要求水準等契約内容違反にかかる業務委託料の減額
第 3 4 条	業務委託料の支払
第 3 4 条の 2	業務契約書の締結
第 3 5 条	業務委託料の変更方法
第 3 6 条	業務委託料の減額
第 3 6 条の 2	業務委託料の支払停止
第 3 7 条	技術提案未達の場合の違約金
第 3 8 条	改築更新計画案の策定
第 3 9 条	業務引継準備
第 4 0 条	業務の引継ぎ
第 4 1 条	契約不適合担保責任
第 4 2 条	委託者の解除権
第 4 3 条	委託者の解除権
第 4 4 条	受託者の解除権
第 4 5 条	解除の効果
第 4 6 条	解除に伴う措置
第 4 7 条	周辺対策
第 4 8 条	一般的損害
第 4 9 条	第三者に及ぼした損害
第 5 0 条	不可抗力による損害
第 5 1 条	臨機の措置
第 5 2 条	不履行による損害等
第 5 3 条	履行遅滞の場合における損害金等
第 5 4 条	業務委託料の変更に代える契約図書の変更
第 5 5 条	契約終了時の措置
第 5 6 条	賠償金等の徴収
第 5 7 条	紛争の解決

第 5 8 条	保 険
第 5 9 条	秘密保持
第 5 9 条の 2	個人情報 の 取 扱 い
第 6 0 条	管 轄 裁 判 所
第 6 1 条	特 約 事 項
第 6 2 条	雑 則
別 記 1	業 務 委 託 料 の 変 更
別 記 2	受 託 者 の 加 入 す る 保 険
別 記 3	東 部 浄 化 セ ン タ ー の 電 力 費 に 係 る 精 算 の 考 え 方
別 紙 1	業 務 契 約 書（改 築 業 務 以 外 の 関 連 業 務）
別 紙 2	業 務 契 約 書（改 築 業 務）

(総 則)

- 第 1 条 委託者及び受託者は、この契約(業務説明書等交付した関係書類、質問事項及び受託者が提出した技術提案書等(以下「契約図書等」という。))を含む。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約に基づく包括的管理運転等業務を履行しなければならない。
- 2 委託者は、この契約にともなう下水道法上の責任を負うものとし、受託者は、この契約にともなう業務履行上の責任を負うものとする。
- 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約図書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 6 この契約及び契約図書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約に定める時刻は、日本標準時とする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約の履行を目的とする特別目的会社等(以下「SPC等」という。)を設立する場合、当該SPC等の本店所在地は静岡県富士市内とするものとし、その設立にあたり、当該SPC等の概要を委託者に報告し、事前の書面による承認を得なければならない。

(業務の内容等)

- 第 2 条 この契約に基づく包括的管理運転等業務(以下「業務」という。)の内容及び対象施設等、業務に関し受託者が達成しなければならない水準(以下「要求水準」という。)は、契約図書等に定めるとおりとする。
- 2 委託者は、その法的責任を果たすため必要と認めたときは、業務に関する指示を、受託者又は受託者の第15条に定める総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。
- 3 受託者は、前項の業務について、この契約等に特別な定めがある場合又は前項の指示若しくは、委託者と受託者との協議がある場合を除き、自らの裁量により決定し、業務を行うことができる。

(業務の期間等)

第 3 条 業務期間は、令和8年 1月 1日 0時00分から令和17年 12月 31日 24時00分までとする。

2 この契約締結から業務開始の前日までを、適正に業務を行うための引継ぎを受ける準備期間(以下「業務引継準備期間」という。)とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第 4 条 この契約に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行われなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務履行計画書の提出)

第 5 条 受託者は、この契約締結後14日以内に契約図書に定めるところにより業務履行計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約の他の規定により委託期間又は契約図書等が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務履行計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

(契約の保証)

第 6 条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一つに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第四号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の発行

三 この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関の保証証書による担保の提供

四 この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証にかかわる契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

(施設機能の確認)

第 7 条 受託者は、業務開始に先立ち、特記仕様書に定める施設機能報告書(以下「施設機能報告書」という。)の内容が、一般仕様書を満たしていること及び、施設の状況が施設機能報告書と一致していることを確認しなければならない。

2 受託者は、前項の確認以降、委託者に対して、施設機能報告書の内容が、一般仕様書を満たしていないこと、又は施設の状況が施設機能報告書に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、施設の状況と施設機能報告書に不一致が存在すること、及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを受託者が証明した場合は、この限りでない。

(関係法令等の遵守)

第 8 条 受託者は、業務の実施にあたり、下水道法その他、関係法令を遵守するものとする。

(善管注意義務)

第 9 条 受託者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意義務をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第10条 受託者は、本契約により生じた契約上の地位を移転し、又はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、発注図書において定められた成果品(未完成の報告書及び業務を行う上で得られた記録等を含む。以下「成果品」という。)を第三者に譲渡し及び貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合には、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第11条 受託者は、成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の発生と同時に委託者に無償で譲渡するものとする。

2 委託者は、成果品が著作物に該当するとしないにかかわらず、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

3 委託者は、成果品が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受託者は、成果品が著作権に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作権に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果品が著作権に該当するとしないにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第59条の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、著作物に関する著作者人格権を、委託者その他の第三者に対して主張しないものとする。

8 受託者が、成果品の著作権の帰属等について本条の定めと異なる要望がある場合は、すみやかに委託者に協議を申し入れるものとし、委託者はこれに誠実に対応するものとする。

(プログラム設計書等の所有権)

第11条の2 本業務の遂行の結果得られたプログラム、設計書及び仕様書の所有権は、受託者より委託者に引き渡された日に委託者に移転する。

(プログラムの知的財産権等)

第11条の3 この契約に基づき業務の遂行の過程で生じた発明、考案又は創作その他の知的財産又はノウハウ等及び、提供データを用いてAIのプログラムを学習させることにより得られた学習済みモデル（学習済みパラメータを含む）に係る特許権その他の知的財産権（実用新案権、意匠権その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権（以下「知的財産権等」という。）は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単独で生成した知的財産権等の帰属については受託者と委託者が協議して決定する。

2 前項ただし書により受託者に知的財産権等の全部または一部が帰属する場合、及び受託者が従前から保有する知的財産権等をこの契約の目的物に適用する場合は、受託者は委託者に対し、この契約の目的の範囲で、委託者に当該知的財産権等の委託者による無償での使用を許諾するものとする。

(一括再委託等の禁止)

第12条 受託者は、発注図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、前項の主たる部分のほか、委託者が発注図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受託者は、前項に規定する業務以外の業務を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者にそのリスト(委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項)を通知するものとする。ただし、軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

(暴力団関係業者への再委託等の禁止等)

第12条の2 受託者は、次の各号に該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

一 役員が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなっ

- た日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者
- 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
- 三 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
- 四 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められている者
- 五 前各号に規定するもののほか、役員が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- 六 業務に係る工事請負契約又は保守点検業務委託若しくは薬品、資材等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該者と契約しようとする者

(反社会的勢力の排除)

第12条の3 受託者は、委託者に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下、総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 三 自ら又は第三者を利用して、この契約を締結するものでないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、直接又は間接に、他者に対して、次の行為を行わないこと。
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 委託者は、受託者が次のいずれかに該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
- 一 前項一の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- 二 前項二又は三の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- 三 前項四の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受託者は、委託者に対して、相手方の被った一切の損害を賠償するものとする。

- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、受託者は、解除により生じる損害について、委託者に対し一切の請求を行わない。

(特許権等の使用)

第13条 受託者は、特許権、実用新案権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、発注図書に特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第14条 委託者は、監督員を定めたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約、その他の法令及び契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち、委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、契約図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- 一 委託者の法的責任を果たす上で必要な受託者又は受託者の総括責任者に対する業務に関する指示
- 二 この契約及び契約図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- 三 この契約の履行に関する受託者又は受託者の総括責任者との協議
- 四 業務の進捗の確認、契約図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 五 業務の監査及び合否の通知並びに引渡し

- 3 委託者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 この契約に定める書面の提出は、契約図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(総括責任者)

第15条 受託者は、業務上の管理をつかさどる総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とする。

2 前項の総括責任者は一般仕様書で定める要件を満たしていること。

3 総括責任者は、この契約の履行に関し、業務全体の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第16条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

4 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(総括責任者等に対する措置請求)

第16条 委託者は、総括責任者又は受託者の使用人若しくは第12条第3項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に受託者に通知しなければならない。

(副総括責任者)

第17条 受託者は、第15条に定める総括責任者が病気、死亡、退職等の場合に備えて、副総括責任者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。副総括責任者を変更したと

きも同様とする。

- 2 前項の副総括責任者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

(統括技術管理責任者)

第18条 受託者は、本業務の技術管理を一元的に統括管理し、計画策定業務に関する高度な技術及び相当の経験を有する、統括技術管理責任者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。統括技術管理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 前項の統括技術管理責任者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

(業務主任者等)

第19条 受託者は、業務の実施にあたり一般仕様書第28条及び第28条の2並びに第28条の3に定める業務ごとに、1人又は複数の業務主任者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務主任者を変更したときも同様とする。

- 2 受託者は、業務の実施にあたり一般仕様書第28条の2第1項(2)の(ウ)、(エ)、(オ)及び第28条の2第1項(3)に定める管路施設の業務ごとに、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主任技術者又は監理技術者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。主任技術者又は監理技術者を変更したときも同様とする。

- 3 前各項の業務主任者、主任技術者または監理技術者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

(電気主任技術者)

第20条 受託者は、施設の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、従業員の中から電気主任技術者を選任しなければならない。また、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。電気主任技術者を変更したときも同様とする。

- 2 前項の電気主任技術者についての詳細は、一般仕様書で定めるものとする。

(業務履行報告)

第21条 受託者は、発注図書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

- 2 委託者は、必要と認めるときは、いつでも業務の処理状況について、受託

者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

(貸与品等)

第22条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品・諸室等(以下「貸与品等」という。)の名称、数量等、引渡し場所及び引渡し時期は、委託者と受託者が協議して別に定めるものとする。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、貸与品等について受託者に所有権、借用権等の権利を与えるものではない。
- 3 受託者は、業務の完了、契約の終了、発注図書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 4 受託者は、故意又は過失により貸与品等が紛失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(発注図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第23条 受託者は、業務を行うにあたり、次の各号の一つに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、一般仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 発注図書に誤謬又は脱漏がある。
- 三 発注図書の表記が明確でない。
- 四 業務履行上の制約等発注図書に示された履行条件が、実際と相違する。
- 五 発注図書に明示されていない履行条件について、予期することのできない特別な状態が生じた。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立ち会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立ち会いに応じない場合には、受託者の立ち会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対して取るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、発注図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により発注図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約図書等の変更等)

第24条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約図書又は業務の指示の変更内容を受託者に通知して、契約図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第25条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて、受託者の責めに帰することができない事由により施設現場の状態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前各項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は業務の一時中止に伴い受託者が業務の継続に備えるために増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による委託期間の延長)

第26条 受託者は、その責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにした書面により委託期間の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による委託期間の変更等)

第27条 委託者は、特別の理由により委託期間を変更する必要があるときは、委託期間の変更を請求することができる。

2 委託者は、この契約の他の条項の規定により委託期間を変更すべき場合において、特別の理由があるときは、委託期間の変更を請求することができる。

3 委託者は、前各項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第28条 委託期間の変更については、委託者と受託者との協議で定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が委託期間の変更事由が生じた日(第26条の場合にあっては、委託者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が委託期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務完了時の検査及び引渡し)

第29条 受託者は、業務を完了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立ち会いの上、契約図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査を完了した後、契約図書の定めるところにより、受託者から契約完了に伴う当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、第2項の契約図書に定めるところによる検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を契約業務の完了とみなす。

(業務検査及び引渡し)

第30条 受託者は、契約図書の定めるところにより、委託期間内において業務の検査を受けようとするときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者の検査員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立ち会いの上、契約図書に定めるところにより、業務の検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査を完了した後、受託者が契約図書の定めるところにより、成果品の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果品の引渡しを受けなければならない。

4 委託者は、受託者が前項の申し出を行わないときは、当該成果品の引渡しを当該業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了をもって第4項の規定を準用する。

(受託者の改善提案)

第31条 受託者は、業務要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、業務要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。

(業務要求水準書の変更等)

第31条の2 委託者は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、受託者に対して業務要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、受託者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を委託者に報告するものとする。

2 委託者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて業務要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、委託者に通知しなければならない。

3 変更後の業務要求水準は、委託者が受託者に通知し、受託者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

(業務要求水準書の変更に伴う措置)

第31条の3 前条第2項により業務要求水準書を変更したときは、当該変更により、受託者に増加費用又は損害(業務委託料の減額は除く)が生じたときは委託者が負担し、受託者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて業務委託料を減額するものとする。

2 前項において、委託者の負担する額又は受託者の業務委託料の減額については、双方協議して定めるものとする。ただし、受託者の業務委託料の減額については、業務委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。

3 前項により、業務委託料の減額を行った場合においても、受託者の改善提案を行った受託者の責任が回避されるものではない。

(東部浄化センターの電力費に係る精算)

第32条 委託者及び受託者は、別記3の定めに従い、東部浄化センターの電力費に係る精算を当該年度3月(令和17年度のみ12月)に実施するものとする

(受託者によるセルフモニタリング)

第33条 受託者は、業務期間中、法令等及びこの契約によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及びこの契約(モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。)並びに技術提案書において提案したセルフモニタリング方法に基づき現場点検、プロセス確認等の監視(以下「セルフモニタリング」という。)を行い、その結果を適切に保存するとともに、委託者からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

2 受託者は、業務期間中、技術提案書において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、委託者に対して、自らが技術提案書において提案した方法又は委託者の求めに応じて随時、報告書を作成してこれを提出する。

3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画(別に定めるモニタリング手順書を含む。)に従うものとする。

(委託者及び第三者によるモニタリング)

第33条の2 委託者は、業務期間中、受託者が下水道法その他の法令等及びこの契約の内容(モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これら

に限られない。)を満たす方法等により本業務を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画及び技術提案書に基づきモニタリングを実施する。

2 前項に定めるモニタリングに加えて、委託者が業務期間中、受託者の契約目標等の達成状況や履行状況等について、必要に応じて専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングを実施する場合、受託者はこれに異議を述べない。

3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画（別に定めるモニタリング手順書を含む。）に従うものとする。

（要求水準等契約内容違反にかかる業務委託料の減額）

第33条の3 第33条及び第33条の2に基づくモニタリングの結果、業務についてこの契約の内容を満足していない未達成の事項（以下「要求水準等契約内容違反」という。）が存在することが判明した場合、委託者は、モニタリング基本計画の定めるところに従って、受託者に対して要求水準等契約内容違反にかかる業務委託料の減額を求めることができる。この場合において、委託者は、要求水準等契約内容違反にかかる業務委託料について、第36条に基づき受託者に対する支払金額から減額することができるものとし、受託者はこれに異議を述べない。

（業務委託料の支払）

第34条 受託者は、第30条第2項の検査に合格したときは、当該業務に係る業務委託料の支払いを請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に当該業務に係る業務委託料を支払わなければならない。

3 前項にかかわらず業務委託料の支払い方法は、委託者と受託者は次条に基づく業務契約書を締結して定めるものとする。

4 委託者がその責めに帰すべき事由により第30条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（業務契約書の締結）

第34条の2 受託者は、一般仕様書第21条の業務実施計画書等に従い、一般仕様書第28条及び第28条の2並びに第28条の3に関する業務で第28条の2第1項

(3) 改築業務を除く関連業務（以下「改築業務以外の関連業務」という。）に係る業務の実施予定箇所、実施数量等及びこれに対応する業務委託料について合意し、別紙1の様式に従った業務契約書（改築業務以外の関連業務）（以下「業務契約書（改築業務以外）」という。）を、委託者と業務開始にあたって速やかに締結する。

2 受託者は、一般仕様書第21条の業務実施計画書等に従い、一般仕様書第28条の2第1項(3)改築に関する業務及び(5)新設整備に関する業務（以下「改築業務」という。）に係る業務の実施予定箇所、実施数量等及びこれに対応する業務委託料について合意し、別紙2の様式に従った業務契約書（以下「業務契約書（改築業務）」という。）を、委託者と業務開始にあたって速やかに締結する。

3 受託者は、業務契約書（改築業務以外）及び業務契約書（改築業務）に従って、一般仕様書第28条及び第28条の2並びに第28条の3に関する業務を実施する。

（業務委託料の変更方法）

第35条 委託者及び受託者は、この契約に定めた業務の内容又は社会経済状況の変化に応じて業務委託料を変更できるものとし、その詳細については、別記1に定めるとおりとする。

2 前項の業務委託料の変更については、委託者と受託者との協議を行うものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は委託者が定め、受託者に通知する。

3 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

4 この契約の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者との協議で定める。

（業務委託料の減額）

第36条 委託者は、受託者が業務要求水準書に示す放流水質等の基準、脱水汚泥性状の基準及び管路施設点検の基準を達成していないときは、別記1に定めるところにより、委託者が支払う委託料の額を減額できる。ただし、受託者の責めに帰すことができない理由により放流水質等の基準、脱水汚泥性

状の基準及び管路施設点検の基準の達成ができない場合は、この限りではない。

- 2 委託者は、受託者が特記仕様書第12条に示す修繕基準額を下回ったときは、別記1に定めるところにより、委託者が支払う委託料の額を減額できる。
- 3 委託者は、受託者が特記仕様書第14条の3に示す管路施設の修繕業務の基準額を下回ったときは、別記1に定めるところにより、委託者が支払う委託料の額を減額できる。

(業務委託料の支払停止)

- 第36条の2 モニタリング基本計画に基づき、本契約及び要求水準書で定める内容を満足していないと判断される事象（以下「契約内容未達」という。）に対する是正の命令に対して是正が行われていると認められない場合、委託者は受託者に対し、事前に書面により通知したうえで、その是正が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。
- 2 前項の支払停止を行う場合には、委託者は受託者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項に定める契約内容未達が是正されたときは、委託者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受託者に支払うものとする。この場合、支払を停止していた期間にかかる利息は一切付さないものとし、受託者はこれに異議を述べない。

(技術提案未達の場合の違約金)

- 第37条 受託者は、受託者の責に帰すべき事由により技術提案（受託者が委託者に提出した技術提案書に記載する技術提案をいう。以下同じ。）が達成されず、また、この契約の期間内において技術提案が達成される見込みがないと認められるときは、以下に定めるところにしたがい、委託者に違約金を支払うものとする。ただし、委託者が、やむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合、委託者及び受託者は、当該部分に係る技術提案に係る業務要求水準書等の変更等を行った上で、受託者は、委託者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
 - 3 前項の場合、受託者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、特定時の技術評価点の差分について、1点あたり2100万円及び取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。
 - 4 第2項にかかる業務要求水準書等の変更等を行った場合、受託者は、受託

者の技術提案等が達成されなかった部分のうち、業務要求水準書等の変更等によりその達成が不要となった部分については、この契約上の権利を失い、義務を免れるが、他の部分についてのこの契約上の権利及び義務はその影響を受けない。

- 5 第3項の違約金は違約罰とし、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(ストックマネジメント計画案の策定)

第38条 委託者は、令和8年度以降、受託者に対し、ストックマネジメントに係る令和12年度から令和16年度のストックマネジメント計画案(以下、「ストックマネジメント計画案」という。)の作成を指示することができる。受託者は、当該指示の受領後、委託者が別途定める期日までに、本契約及び契約図書等に従いストックマネジメント計画案を作成し、委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、ストックマネジメント計画案の内容を踏まえて、業務要求水準書、一般仕様書及び特記仕様書を変更することができる。この場合、かかる変更内容について受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者及び受託者は、前2項に基づき決定されたストックマネジメント計画により、令和12年度から令和16年度に係る業務委託料の総額が定まった場合、令和12年度が開始するよりも前に、本契約第4項における業務委託料の金額を変更するための変更契約を締結するものとする。

(業務引継準備)

第39条 受託者は、業務引継準備期間において、委託者が指定する者から第5条に定める業務履行計画書等に基づき、業務を行うための引継ぎを受けなければならない。ただし、受託者がこの引継ぎを受けるにあたり必要な費用(委託者が指定する者が必要となる費用も含む。)は、受託者の負担とする。

(業務の引継ぎ)

第40条 受託者は、業務開始に先立って、契約図書等に定める引継ぎ文書を作成し、業務の対象施設に備え置くものとする。受託者は、引継ぎ文書を作成したときは、速やかに委託者に通知するものとする。

- 2 委託者は、前項の業務の対象施設において引継ぎ文書を閲覧し、また、受託者に対し引継ぎ文書の内容の説明を求めることができる。
- 3 受託者は、必要に応じて、引継ぎ文書の内容を変更することができるもの

とする。受託者は、引継ぎ文書の内容を変更したときは、委託者に対し、速やかに引継ぎ文書を変更した旨を通知するものとする。

- 4 受託者は、この契約が期間満了により終了する場合又は業務期間において解除される場合、委託者が指定する者が業務を行うために必要な引継ぎ(引継ぎ文書及び成果物の引渡しを含む。)を行わなければならない。ただし、受託者がこの引継ぎを行うにあたり必要な費用(委託者が指定する者が必要となる費用も含む。)は、委託者が指定する者の負担とする。

(契約不適合担保責任)

- 第41条 委託者は、受託者の業務に契約内容の不適合があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその不適合の内容を示して、履行の追完を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定による契約不適合の履行の追完又は改善若しくは損害賠償の請求は、委託者が契約不適合を知った時から2年以内、若しくは第30条第3項又は第4項の規定による場合は引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求が行うことができる期間は、10年とする。
- 3 第1項の規定は、契約不適合が契約図書の記載内容、指示又は貸与品等及び委託者の設計・施工等、委託者の責めに帰する事由により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等及び委託者の設計並びに施工等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(委託者の解除権)

- 第42条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 二 その責めに帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - 三 総括責任者を配置しなかったとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 第44条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

六 前各号のほか、受託者がこの契約に違反し、委託者が是正を命令したにもかかわらず、是正期限までに是正されない場合、又は第36条の2に基づく支払を停止した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。

七 重大な虚偽報告、本業務の関する法令違反又は受託者による故意の信用失墜行為が認められる場合。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受託者は違約金を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合の違約金の額については、委託者と受託者との協議で定める。

3 前項の場合において、第6条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(委託者の解除権)

第43条 委託者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第44条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

一 第24条の規定により契約図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 委託者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除の効果)

第45条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該

引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受託者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が契約解除の事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 受託者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により紛失若しくは毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、契約が解除された場合において、作業現場に受託者の所有又は管理する業務の出来形部分(前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、機械器具、仮設物その他物件(第12条第3項の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用(以下本項及び次項において「撤去費用等」という。)は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

一 業務の出来形部分に関する撤去費用等は、契約の解除が第42条によるときは受託者が負担し、第43条、第44条又は第61条によるときは委託者が負担する。

二 機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は、受託者が負担する。

- 4 第2項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託

者が支出した撤去費用等(前項第一号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。)を負担しなければならない。

- 5 第1項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条によるときは委託者が定め、第43条、第44条又は第61条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 受託者はこの契約が解除される場合において、次期の契約受託者となる者に対して、この契約の業務について引継を行うものとする。この場合の引継期間は、委託者と受託者との間で協議により定めるものとし、費用については次の各号によるものとする。
 - 一 第42条によるときは、受託者の負担とする。
 - 二 第43条、第44条又は第61条によるときは、委託者の負担とする。

(周辺対策)

第47条 受託者は、特記仕様書第2条に定める業務の対象施設における周辺住民からの苦情等に対し、誠意をもって対応するとともに、速やかにその内容を委託者に報告し、対応策を委託者と協議しなければならない。

(一般的損害)

第48条 この契約及び契約図書に定める業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第50条第1項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(発注図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責めに帰する事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第49条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(発注図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示その他委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、

この限りではない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害(発注図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合ほか、業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第50条 天災等(発注図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で委託者、受託者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの機械器具その他物品、資材に損害を生じたときは、受託者は、その事実の発生後直ちにその状況を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び契約図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を委託者に請求することができる。
- 4 委託者は、前項の規定により受託者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの機械器具その他物品、資材であつて立ち会いその他、受託者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち、当該年度における業務委託料の「100分の1」を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 業務材料に関する損害

損害を受けた業務材料に相応する額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は機械器具その他物品、資材に関する損害を受けた仮設物又は機械器具その他物品、資材で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「当該年度における業務委託料の「100分の1」を超える額」とあるのは「当該年度における業務委託料の「100分の1」を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用に関しては、委託者と受託者との協議で定める。

(臨機の措置)

第51条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受託者は、その措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。

3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

(不履行による損害等)

第52条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、受託者に対して損害に係る費用を請求することができる。

- 一 業務履行計画に基づく履行の不履行、履行違反により生じた損害
 - 二 受託者が委託者の業務指示に従わなかったことにより生じた損害
 - 三 受託者の責めに帰する事由により生じた設備復旧、処理回復等に係る損害
 - 四 受託者の業務運営上の違法行為により生じた損害
 - 五 その他この契約に定める不履行により生じた損害
- 2 前項の損害の額は、当該損害の額とする。
- 3 委託者は、第1項各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、損害に対する賠償を受託者に請求することができる。この賠償額は、第1項各号のいずれかについて、当該年度にかかる業務契約書（改築業務以外）における業務委託料（別紙1-2）及び当該年度にかかる業務契約書（改築業務）における業務委託料（別紙2-2）に年2.6パーセントの割合を乗じた額とする。
- 4 受託者は、次の各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、委託者に対して損害に係る費用を請求することができる。
- 一 委託者が達成すべき設備機器の機能を確保できないことにより生じた損害
 - 二 委託者の業務指示が不適切であったことにより生じた損害
 - 三 委託者の責めに帰する事由により生じた設備復旧、処理回復等に係る損害
 - 四 委託者の違法行為により生じた損害
 - 五 その他この契約に定める不履行により生じた損害
- 5 前項の損害の額は、当該損害の額とする。
- 6 受託者は、第4項各号のいずれかに該当する損害が生じた場合は、損害に対する賠償を委託者に請求することができる。この賠償額は、第4項各号のいずれかについて、当該年度にかかる業務契約書（改築業務以外）における業務委託料（別紙1-2）及び当該年度にかかる業務契約書（改築業務）における業務委託料（別紙2-2）に年2.6パーセントの割合で計算した額とする。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第53条 受託者の責めに帰すべき事由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、当該年度における業務委託料から業務の完了部分を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延

に対する遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

- 3 委託者の責めに帰すべき事由により、第34条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（業務委託料の変更に代える契約図書の変更）

第54条 委託者は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて契約図書を変更することができる。この場合において、契約図書の変更内容は、委託者と受託者との間で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

（契約終了時の措置）

第55条 委託者は、この契約が期間満了により終了する場合、又は業務期間において解除される場合、受託者の立会いのもとで一般仕様書第56条及び57条に定めるところにより業務の対象施設等の機能確認を行う。

- 2 委託者は、前項の機能確認の結果、業務の対象施設等が、受託者の責めに帰すべき事由により機能及び性能を維持することができないと判断した場合は、受託者に対して必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができるものとする。この場合において、委託者は施設機能の確認が終了した日から14日以内に請求するものとする。
- 3 受託者は、契約の期間満了日又は契約の期間満了日前に契約が解除された場合は、その解除日より14日以内に、特記仕様書第2条に定める業務の対象施設内にある受託者の所有物を撤去しなければならない。
- 4 前項の期間内に受託者が所有物を撤去しない場合は、同期間の経過をもって受託者はその所有権を放棄し、委託者が当該所有物を処分することに受託者は同意する。ただし、処分に要する費用は受託者の負担とする。

(賠償金等の徴収)

第56条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで年2.6パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者が支払うべき業務委託料とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数につき年2.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第57条 この契約の各条項において、委託者と受託者との間で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、委託者が定めたものに受託者の不服がある場合、その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者との協議で特別の定めをしたものを除き、委託者、受託者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、総括責任者の業務の実施に関する紛争、受託者の使用人又は受託者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第16条第2項の規定により受託者が決定した後若しくは同条第4項の規定により委託者が決定を行った後又は委託者若しくは受託者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、委託者及び受託者は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続き前又は手続き中であっても同項の委託者と受託者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申し立てを行うことができる。

(保険)

第58条 受託者は、業務を開始する前日までに、別記2に定める保険に加入しなければならない。また、加入した保険の証明書又は証書の写し等を速やかに委託者に提出しなければならない。

(秘密保持)

第59条 受託者は、本契約の遂行により知り得た委託者の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報を、委託者の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については適用しない。

- 一 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- 二 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- 五 委託者から開示された情報によることなく独自に開発・取得等していた情報

3 受託者は、委託者の事前の書面による承諾がない限り、本契約期間中はもとより終了後も、当該秘密情報を秘密に保持し、第三者に開示、提供してはならない。

4 受託者は、委託者が受託者に提供したデータについて、本契約における秘密情報として扱い、本契約の業務のためにのみ利用するものとする。

5 受託者は、委託者が受託者に提供したデータを利用して作成した学習用データセットについて、本契約における秘密情報として扱い、本契約の業務の遂行のためにのみ利用するものとする。

(個人情報の取扱い)

第59条の2 「個人情報」とは、受託者が本契約の業務を遂行するために、委託者が受託者に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報と、これに付随して取り扱われるその他の情報(個人識別符号、要配慮個人情報、匿名加工情報、個人情報データベース等を構成する個人情報を含む)をいう。

2 受託者は、本契約の業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び本契約の定めを遵守して、本契約の業務の目的の範囲内において個人情報を取り扱うものとし、本契約の業務の目的以外にこれを取り扱ってはならない。

3 受託者は、個人情報の取扱いに関わる責任者を選任し、かつ本契約の業務に関して個人情報を取り扱う者を特定しなければならない。

4 受託者から委託者に対する個人情報の記録媒体の引渡しについては、その

場所及び方法を特定するものとし、記録媒体の移送は、委託者が定める基準に合致した安全で確実な方法によるものとし、露出せぬよう封緘・施錠を確実に行う。

- 5 受託者は、個人情報の記録媒体を施錠可能な場所に保管し、又は情報システム内で管理する。受託者は、施錠可能な場所に保管する場合には受託者自身が鍵の管理を行い、情報システム内で管理する場合には受託者のみが個人情報にアクセスできるように、識別情報（ID、パスワード等）を設定する。
- 6 受託者は、本契約の業務が完了した場合、又は委託者の指示のある場合には、委託者から預託された個人情報及び記録媒体を直ちに返却し、破棄し又は消去する。
- 7 受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の危険に対し、合理的な安全対策を講ずる。また委託者は受託者に対して個人情報の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができるものとし、この場合において、受託者は委託者の指定した基準を遵守する。
- 8 受託者は、受託者及び再委託先における個人情報の目的外利用・漏洩・流出等が発生しないよう適切な措置を講じる。
- 9 受託者は、委託者より受領した個人情報を、本契約の業務の目的の範囲を超えて、加工、利用、複写又は複製してはならず、これを取り扱ってはならない。
- 10 受託者は、以下の各号のいずれかの場合を除くほか、第三者に対して個人情報を提供してはならない。
 - 一 当該個人が明示的に同意している場合であって、委託者の書面による事前の同意がある場合
 - 二 当該個人の同意を得ることが困難な場合であって、人の生命、身体又は財産の保護若しくは公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、委託者の書面による事前の同意がある場合
 - 三 各種法令の規定により提出を求められた場合、及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合

（管轄裁判所）

第60条 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（特約事項）

第 6 1 条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為である。この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る委託者の歳出予算において減額又は削除があった場合、委託者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者は、受託者に対して損害賠償の責めを負う。この場合における損害額は、委託者と受託者との協議で定めるものとする。

(雑則)

第 6 2 条 この契約に定めのない事項及び本契約内容の解釈に関し疑義が生じた事項については、委託者と受託者との協議の上、定めるものとする。

別記1 業務委託料の変更

委託者及び受託者は、以下の場合において業務委託料の変更ができるものとする。

(1) 流入下水量的変動による変更

各年度の実績流入下水量が特記仕様書に示す年間の流入下水量の予定数量に対して5パーセントを超えて増減した場合は、表1に示す対象項目において、当該年度業務委託料の額を変更することができるものとする。

業務委託料の額の変更を行う場合は、対象項目ごとに以下に示す算出方法で算定し、合算した年間合計額に消費税等を加えた額を、当該年度の3月(令和17年度のみ12月)分の業務委託料において変更する。

$$\text{当該年度の対象項目の調整額} = \Sigma (A \times B \times D)$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

A: 当該対象項目毎の原単位(円/㎥)

当該年度の対象項目毎の総額 ÷ 特記仕様書に規定する当該年度の想定流入下水量

B: 当該年度の想定流入下水量(㎥)

C: 当該年度の総流入下水量(㎥)

D: 補正係数

増額の場合 補正係数 $D = (C - B \times 1.05) \div B$

減額の場合 補正係数 $D = (B \times 0.95 - C) \div B$

表1

調整額の対象項目	①	電力
	②	消毒用次亜塩
	③	高分子凝集剤

(2) 社会経済情勢の変化による変更

1) 電力価格の変動

① 電気料金の変動

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の電気供給条件等が改定された場合かつ、1.5パーセントを超えて増減した場合には、委託者又は受託者の申し入れにより、当該改定が行われた日を基準として、当該

日以降の電気料金に係る業務委託料を変更するものとする。

なお、業務委託料の変更額は、東京電力の電気供給条件等における「基本料金」の改定率（＝改正後の基本料金／改正前の基本料金）と「電力量料金単価（1kWhつき）」の改定率（＝改正後の電力量料金／改正前の電力量料金）により委託者が算出する。

受託者は、需給契約の締結に先立ち、委託者の承諾を得ること。また、契約締結後、需給契約書の写し及び電気料金の構成、単価、燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を明示した計算書を、速やかに提出するものとする。

②燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の精算

委託者又は受託者は、受託者の調整契約した供給事業者の発電費用等の変動による単価（以下「燃料費調整単価」という。）及び再生可能エネルギーを用いた発電の買取制度に伴う単価（以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」）に改訂があった場合は、以下に示す方法で業務委託料の額の変更するものとする。

当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整額（I）と基準調整単価を元にした当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整額（J）を比較した時の差分について、当該年度の電気料金の変動に係る業務委託料の額の変更を請求することができる。なお、電気料金の変動に係る業務委託料の増減額は、調整額の年間合計に消費税を加えた額とするとともに、当該年度3月（令和17年度のみ12月）分の業務委託料において調整するものとする。

$$E_t = (F_t - G) \times H_t \quad (\text{算定額は10,000円未満切捨てとする。})$$

$$I = E_4 + E_5 + E_6 + \dots + E_3$$

$$J = G \times (H_4 + H_5 + H_6 + \dots + H_3)$$

E_t : 当該年度t月の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整額

F_t : 当該年度t月燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の総和

$$G: \text{基準調整単価} = -4.79 \text{円} / \text{kWh} + 3.49 \text{円} / \text{kWh} = -1.30 \text{円} / \text{kWh}$$

$$\text{令和6年6月燃料費調整単価} : -4.79 \text{円} / \text{kWh}$$

$$\text{令和6年6月再生可能エネルギー発電促進賦課金} : 3.49 \text{円} / \text{kWh}$$

H_t : t月使用量

I:当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整額

J:基準調整単価を元にした当該年度の燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の調整額

また、受託者は燃料調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の改定があった場合には、当該単価等が明示された供給事業者の通知の写しを提出しなければならない。

2) 電力価格及び改築業務費を除く物価及び賃金の変動

委託者又は受託者は、各年度の4月の物価及び賃金（以下、「物価等」という）の指数が、前回の改定時と比較して1.5パーセントを超えて増減した場合は、増減部分につき、当該年度の当該項目の業務委託料の額の変更を請求することができる。

業務委託料の額の変更を行う場合は、委託者と受託者が協議して調整額を定め、当該年度3月（令和17年度のみ12月）分の業務委託料において調整する。

賃金等の指数は、下表のものをを用いる。なお、基準となる物価等の指数は、令和6年度6月のものとする。

項目	改定に係る物価等指数
人件費	静岡県公共工事設計労務単価表 における電工労務単価
薬品費	日本銀行 国内企業物価指数 （消費税を除く）（無機化学工業製品）
保守点検費	日本銀行 国内企業物価指数 （消費税を除く）（はん用機器）
その他	日本銀行 国内企業物価指数 （消費税を除く）（総平均）

※修繕費は改定の対象としない。

(3) 一般仕様書（要求水準書）に示す放流水質等の基準及び脱水汚泥性状の基準を達成できない場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

1) 法定基準、遵守基準を達成できない場合

$$\text{減額} = \{\text{月間業務委託料}\} \times \{J \div K\}$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

J:各項目における法定基準、遵守基準の達成できない日数の合計(日)

各終末処理場の対象項目:12項目

K:360(日)

$$12(\text{各終末処理場の対象項目}) \times 30(\text{日}) = 360(\text{日})$$

2) 提案目標値達成率(PI)を満足できない場合

$$\text{減額} = \{3\text{月(令和17年度のみ12月)分業務委託料}\} \times \{(M-L) \div M\}$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

L:各項目における年間目標値達成率の和(%)

各終末処理場の対象項目:10項目

M:一般仕様書(要求水準書)に定める各項目における提案目標値達成率の和

なお、(M-L)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

(4) 一般仕様書(要求水準書)に示す管路施設点検の基準を達成できない場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

1) 遵守目標値達成率を満足できない場合

$$\text{減額} = \{\text{令和7年度9月分業務委託料}\} \times \{(O-N) \div O\}$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

N:各施設優先度における目標値達成率の和(%)

O:一般仕様書(要求水準書)に定める各施設優先度における目標値達成率の和

$$\begin{aligned} &\text{分類Ⅰ} + \text{分類Ⅱ} + \text{分類Ⅲ} + \text{分類Ⅳ} + \text{分類-法} + \text{分類-特} = 100 + 100 \\ &+ 50 + 25 + 100 + 500 = 875 \end{aligned}$$

なお、(O-N)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

2) 提案目標値達成率(PI)を満足できない場合

$$\text{減額} = \{\text{令和7年度9月分業務委託料}\} \times \{(Q - P) \div Q\}$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

P:各施設優先度における目標値達成率の和(%)

Q:一般仕様書(要求水準書)に定める各施設優先度における提案目標値達成率の和

なお、(Q-P)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

(5) 特記仕様書第13条に示す修繕基準額を下回った場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

$$\text{減額} = (R - S)$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

R:特記仕様書に示す各年度における修繕基準額(円)

S:各年度における修繕額(円)

なお、(R-S)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

(6) 特記仕様書第15条の3に示す管路施設の修繕業務の基準額を下回った場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

$$\text{減額} = (T - U)$$

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

T:特記仕様書に示す各年度における修繕業務の基準額(円)

U:各年度における修繕業務の対応額(履行額)(円)

なお、(T-U)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

(7) 特記仕様書第15条の4に示す管路施設の新設業務(取出管)の基準額を下回った場合

以下に示す算定式に基づき業務委託料の額を減額する。

減額＝(Y－Z)

(算定額は10,000円未満切捨てとする。)

Y:特記仕様書に示す各年度における新設業務の基準額(円)

Z:各年度における新設業務の対応額(履行額)(円)

なお、(Y－Z)が負となった場合、本算定式は適用せず、減額しないこととする。

別記2 受託者の加入する保険

受託者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに下記の条件による賠償責任保険に加入し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

- (1) 請負作業の遂行中に他人の生命、身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を保証するもの。

(てん補限度額) 対人:1億円以上/1名 1億円以上/1事故

対物:1億円以上/1事故

(免責金額) 10万円/1事故

- (2) 被保険者

被保険者が行った業務上の不注意によって、施設、設備等が被る損害を保証するもの。

(てん補限度額) 対人:1億円以上/1事故

(免責金額) 10万円/1事故

市は、自らの負担で下記の保険に加入しており、本業務期間中はこれを継続する。

- ・建物総合損害共済(公益社団法人「全国市有物件災害共済会」)

別記3 東部浄化センターの電力費に係る精算の考え方

電力使用原単位の目標値 (kWh/m³) × 実績の処理水量 (m³) × 市の契約
電気料金単価 (円/kWh) = 電力費X (円)

電力使用原単位の実績値 (kWh/m³) × 実績の処理水量 (m³) × 市の契約
電気料金単価 (円/kWh) = 電力費Y (円)

※電力使用原単位の目標値：0.47kWh/m³

(参考) 市の契約電気料金単価：25.1円/kWh ※直近10年間の平均単価

①電力費X (円) > 電力費Y (円) の場合

以下の計算式による差額Zのうち、10分の5に相当する金額を委託料に上乗せするものとする。

電力費X (円) - 電力費Y (円) = 差額Z (円)

差額Z (円) × 5/10 = 委託料の上乗せ額 (円)

②電力費X (円) < 電力費Y (円) の場合

以下の計算式による差額Zのうち、10分の5に相当する金額を委託料から減額するものとする。

電力費Y (円) - 電力費X (円) = 差額Z (円)

差額Z (円) × 5/10 = 委託料の減額分 (円)